

## 「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見(案)

### 1 調査計画書全般について

表 6.1-12(3)新宿区の環境保全に関する計画等のうち、「新宿区地域省エネルギービジョン(新宿区省エネルギー環境指針)」は、平成 23 年 3 月に「低炭素な暮らしとまちづくりに向けて～新宿区地球温暖化対策指針～」に改訂されているので、計画に当たってはそれを参照されたい。また、表 6.1-12(1)の「新宿区環境基本計画(改定)」は平成 25 年 3 月に「新宿区第二次環境計画」として改訂を予定しているので、平成 25 年度以降はそれを参照されたい。

### 2 環境影響評価項目について

#### (1) 大気汚染、悪臭、騒音・振動

工事施工中においては、工事用車両の走行や建設機械の稼働により発生する大気汚染や騒音・振動が近隣住民の日常生活や商業活動に支障を及ぼすことのないよう十分な調査を行い、必要な対策を講じられたい。

塗装工事等から発生する臭気や炭化水素は評価の対象とされていないが、これらを評価対象として悪臭及びVOCの発生抑制に努められたい。

工事完了後の集中熱源施設から発生する大気汚染及び排気口や冷却塔から発生する低周波等を含めた騒音・振動については今後の具体的な事業計画等により予測するとして除外されているが、これらの設置位置によっては周辺への影響が懸念されるため、評価項目として選定し十分な影響評価を行われたい。

#### (2) 水質汚濁

計画地周辺には防災協力井戸をはじめ現在利用中の井戸が存在する。計画によれば地下 26m まで掘削する予定であるが、帯水層の掘削工事や地盤凝固剤等の使用による地下水の水質への影響が懸念されるので、これを評価対象とされたい。

#### (3) 土壌汚染

旧四谷第三小学校及び四谷公務員宿舍跡地については「有害物質を取り扱った履歴はないものと考えられる」として評価項目から除外しているが、両施設の開設以前の状況が不明であること、学校では薬品類を使用していた可能性があること、また、現在供用中の医療施設においては薬品類や放射性同位元素等の使用が推測されるので、東京都環境確保条例第 117 条による調査が先行するのとなければ、評価項目として選定し十分な検証を行われたい。

#### (4) 生物・生態系

都心の市街地に位置するため、計画地に現存する動植物に独自性が見られなくても、外濠の水とみどりに連続するまとまりのある「地域の杜」を形成する計画であることから、外濠公園の緑と空間的に連続する緑地として一体的に評価を行い、緑化や防風植栽における樹種等の選択に当たって

は、生物・生態系への影響に十分配慮されたい。

また、建物の外観については、周囲への圧迫感を軽減するため外壁に空が映りこむデザインが採用されるとのことであるが、外濠との連続性と相俟って、飛来する野鳥が衝突事故を引き起こす恐れがないか評価されたい。

(5) 日影

計画敷地の北及び西側には比較的低層の住宅が数多く隣接している。計画地から坂町方向に土地が低くなり日影の影響が懸念されるので、坂町の住宅地域内に調査地点を追加して評価されたい。

(6) 景観

代表的な眺望地点の選定にあたっては、外濠周辺地区からの眺望ポイントに偏することなく、中景・遠景域を含めた区内の各方位からの眺望ポイントを適切に選定されたい。

(7) 自然との触れ合い活動の場

図 6.1-8(2) 及び図 6.2-18 に示された外濠公園については区域が過少に表示されているので、正しい区域に修正したうえで評価されたい。

(8) 廃棄物

建物解体中のアスベストやPCBの有無等についても予測する事項に含め、適切に評価されたい。